

令和元年度  
第1回宮城県特別支援教育将来構想審議会  
会議記録

令和元年 7月12日（金）

宮 城 県 教 育 委 員 会

# 令和元年度第1回宮城県特別支援教育将来構想審議会 記録

- 日 時 令和元年 7 月 12 日（金） 午後 1 時 30 分から午後 3 時 40 分まで
- 場 所 宮城県行政庁舎 9 階 第一会議室
- 出席委員（18 名）

伊藤 倫就委員 小日向 毅委員 佐々木 敦子委員 佐藤 瑞恵委員  
野口 和人委員 村上 善司委員 村上 由則委員 櫻井 史朗委員  
庭野 賀津子委員 千田 裕子委員 伊藤 清市委員 岡 邦広委員  
栗野 琴絵委員 原 新太郎委員 岡 里美委員 鍵野 多恵委員  
山川 美和子委員 佐藤 千賀子委員
- 欠席委員（2 名）

今 公弥委員 三浦 由美委員
- 宮城県教育委員会関係者

松本 文弘（宮城県教育庁教育次長）  
大町 久志（教育企画室長）  
奥山 勉（参事兼義務教育課長）  
千葉 胤継（高校教育課副参事兼課長補佐（総括担当））
- 事務局 特別支援教育課長 目黒 洋 特別支援教育専門監 菅井 理恵  
庁副参事兼課長補佐（総括担当） 山崎 賢治  
企画管理班課長補佐（班長） 平塚 武信  
整備計画班課長補佐（班長） 村上 貴宏  
教育指導班副参事（班長） 菊池 章博  
教育指導班課長補佐 門脇 敏昭 教育指導班主幹 熊谷 るみ子  
教育指導班主任主査 刈敷 正寿 企画管理班主査 佐々木 大輔

## 次 第

### 1 開会

### 2 挨拶

### 3 議事

- (1) 会議の公開について
- (2) 会長・副会長の選任について

### 4 諮問

### 5 議事

- (3) 宮城県特別支援教育将来構想実施計画（前期）の取組状況等について
- (4) 宮城県特別支援教育将来構想実施計画（後期）の構成案について

### 6 その他

### 7 閉会

(司会)

定刻となりましたので、ただいまより令和元年度第1回宮城県特別支援教育将来構想審議会を開会します。開会にあたりまして、宮城県教育庁教育次長 松本文弘がご挨拶申し上げます。

(松本教育次長)

皆さんこんにちは。本日はご多用の中、会議にご出席賜りまして誠にありがとうございます。委員の皆様には、平素から本県の特別支援教育の推進につきまして、格別の御支援御協力をいただいておりますことに、この場をお借りして心から感謝申し上げたいと思います。本県では、平成26年12月に本審議会から答申をいただきまして、翌27年2月に今後10年間の本県における特別支援教育の方向性を示すものとして、宮城県特別支援教育将来構想を策定いたしました。この構想では、自立と社会参加、学校づくり、地域づくり、の3つの目標を掲げており、県教育委員会では共生社会の中で障害のある児童生徒が、家庭、職場、地域における自己実現により自己有用感が得られる心豊かな生活が実現出来るよう、様々な事業を展開しているところでございます。今年度は、構想の策定から5年目を迎え、後期5か年の実施計画を策定する予定となっております。策定に向けましては、前期計画の取組を振り返りながら、特別支援教育を取り巻く動きや、各学校の現状と課題を踏まえて、さらにその取組を充実させていく必要があると考えております。こうしたことから、幅広くご意見を頂くため、新たに9名の委員の皆様にご就任をさせていただきました。本県の特別支援教育のさらなる充実のために、忌憚のないご意見ご提言をいただきますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

会議に先立ちまして、令和元年5月29日付けで新たに委員の委任・委嘱がございましたので、委員の皆様をご紹介させていただきます。お手元の名簿順にお名前を読み上げさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

・前社会福祉法人なのはな会こまくさ苑施設長 伊藤 倫就委員です。

よろしくお願いいたします。

- ・宮城障害者職業センター所長 小日向 毅委員です。  
小日向です。よろしくお願いします。
- ・医療法人五十嵐小児科院長 今 公弥委員は本日欠席されております。
- ・大郷町立大郷中学校長 佐々木 敦子委員です。  
佐々木です。よろしくお願いいたします。
- ・名取市立相互台小学校長 佐藤 瑞恵委員です。  
よろしくお願いいたします。
- ・東北大学大学院教育学研究科教授 野口 和人委員です。  
野口でございます。よろしくお願いいたします。
- ・女川町教育委員会教育長 村上 善司委員です。  
村上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
- ・宮城教育大学教職大学院教授 村上 由則委員です。  
宮教大の村上です。よろしくお願いいたします。
- ・宮城県特別支援学校長会会長 宮城県立石巻支援学校長 三浦 由美委員は本日欠席しております。
- ・宮城県立利府支援学校長 櫻井 史朗委員です。  
櫻井です。どうぞよろしくお願いいたします。
- ・東北福祉大学教育学部教授 庭野 賀津子委員です。  
庭野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- ・認定NPO法人ビートスイッチ就労継続支援B型事業所希望の星管理者 千田 裕子委員です。  
千田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- ・仙台バリアフリーツアースタッフセンター理事長 伊藤 清市委員です。  
伊藤と申します。よろしくお願いいたします。
- ・宮城県総合教育センター所長 岡 邦広委員です。  
岡でございます。よろしくお願いいたします。
- ・宮城県富谷高等学校校長 粟野 琴絵委員です。  
粟野でございます。
- ・仙台市教育局学校教育課特別支援教育課長 原 新太郎委員です。  
よろしくお願いいたします。

・宮城県臨床心理士会臨床心理士 岡 里美委員です。

よろしくお願いいたします。

・名取市手をつなぐ育成会会長 山川 美和子委員です。

山川でございます。よろしくお願いいたします。

・宮城県名取支援学校PTA会長 鍵野 多恵委員でございます。

鍵野です。よろしくお願いいたします。

・株式会社ホテル佐勘女将 佐藤 千賀子委員です。

佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、県教育委員会の出席者をご紹介します。

先ほどご挨拶申し上げました、教育次長の松本 文弘でございます。

(松本教育次長)

よろしくお願いいたします。

(司会)

その他の教育委員会事務局の紹介については、お手元の配布の名簿に代えさせていただきます。

それでは審議会の開会については、特別支援教育将来構想審議会条例第4条2の規定により、委員の半数以上の出席で会議が成立することになっております。本日18名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

それでは3の議事に入ります。

会長が選任されるまでの間、松本教育次長が仮の議長となり、議事を進めさせていただきますのでご了承願います。松本教育次長、進行をお願いします。

(松本教育次長)

はい。それでは冒頭の部分だけ、仮の議長ということで務めさせていただきます。

最初に(1)、会議の公開について事務局から説明をお願いいたします。

(企画管理班佐々木主査)

はい。会議の公開についてご説明いたします。宮城県情報公開条例第 19 条により、審議会は原則公開と定められております。ただし、非開示情報が含まれる審議等や、会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合で、会議構成員の 2/3 以上の多数で決定した時は、非公開の会議を開くことができるということになっております。

以上、公開・非公開についてご審議を賜りますようお願いいたします。

(松本教育次長)

はい、ありがとうございました。ご意見のある方いらっしゃいますでしょうか。特にございませんでしたら、公開ということによろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

続いて(2)、会長・副会長の選任についてとなります。特別支援教育将来構想審議会条例第 3 条第 1 項の規定により、会長及び副会長は委員の互選によって定めることとされております。ご推薦のご意見があれば、挙手にてお知らせいただきたいと思います。

村上委員、何かございますでしょうか。

(村上委員)

今年度は、後期実施計画を策定する関係上、昨年度までと同様に、会長には村上由則委員、副会長には伊藤倫就委員にそのまま継続をお願いできればと思います。

(松本教育次長)

ありがとうございます。他にご意見のある方いらっしゃいませんか。

それでは、今ほどご提案がございました村上由則委員を会長に、伊藤倫就委員を副会長にということで皆様いかがでしょうか。ありがとうございます。

それでは、そのようにお願いをしたいと思います。では会長になりました村上由則委員、会長席の方にご移動いただければと思います。よろしく申し上げます。

それでは、村上会長から一言ご挨拶を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

(村上会長)

宮教大の村上でございます。指名を頂きましたので、後期の部分も会長を務めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。27年2月に策定されました、宮城県特別支援教育将来構想に掲げる障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と、共生社会の実現を目指し、柔軟性のある多様な学びの場で一人一人の様々な教育的ニーズに応じた、適切な教育を展開するという基本的な考え方がございました。この達成に向けて、様々な実施計画が遂行されているところですが、その進捗管理を行って参りました。今後も、特別な支援を必要とする子供さん達のためのそれぞれの教育的ニーズに応じた、適切な教育が行われますように、委員の皆様と一緒に審議をして参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございます。

ここで県教育委員会から本審議会に諮問がございます。

(松本教育次長)

会長と向かい合っただけで済むことが多いのですが、読むのが長くなりますので自席の方で読み上げさせていただきます。

宮城県特別支援教育将来構想実施計画後期の策定について、このことについて特別支援教育将来構想審議会条例第1条の規定により、別紙理由書を添えて諮問致します。

宮城県教育委員会

宮城県特別支援教育将来構想審議会 会長 殿

令和元年7月12日

理由の部分を読み上げさせていただきます。

理由書

本県では、障害のある児童生徒の教育を推進するため、令和6年度までを計画期間とする「宮城県特別支援教育将来構想」を平成27年に策定し、「障害の有無によらず、すべての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の

中、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する。」という基本的な考え方の下に、教育環境の整備を進めてきました。

平成 27 年度からの 5 か年においては、前期 5 か年の実施計画に基づき、インクルーシブ教育構築に向けた学校教育法施行令の一部改正に伴う市町村教育委員会における教育支援体制づくりをはじめ、多様な教育的ニーズに応じた学びの場を実現するための特別支援教育コーディネーターによる相談体制の確立、一般就労を目指す軽い知的障害のある生徒に対し、職業教育を中心とした高等学園の新設を行いました。

一方で、切れ目のない支援体制の構築や、高等学校における通級による指導の拡充、仙台圏域の知的特別支援学校の狭隘化解消に向けた取組を推進しているところですが、課題の解消には至っていない状況もみられます。

このように、前期 5 か年の取組の成果や新たに出てきた課題等も踏まえながら、令和 2 年度からの後期 5 か年の実施計画を策定する必要があると考えております。

つきましては、障害のある幼児児童生徒に対する教育の一層の充実を図るため、後期 5 か年の実施計画に盛り込む内容について御審議いただきたく、諮問するものであります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(司会)

ここから議事に入りますが、松本教育次長ですが公務によりここで退席させていただきます。

(松本教育次長)

失礼いたします。ご審議よろしくお願いいたします。

(司会)

ここからの議事進行は、村上会長にお願いしたいと存じます。それでは村上会長よろしくお願いいたします。

(村上会長)

はい、それでは、議事に入らせていただきたいと思います。円滑な議事の進行と、それから時間が限られておりますので、どうぞご協力をお願いしたいと思います。今日の審議会の狙

いといたしましては、今後後期の実施計画の取組内容を検討するに当たり、まずは前期実施計画で推進してきました内容と、その課題等を改めて委員の皆様と共通の認識を持っておきたいと思っております。その上で、後期の実施計画策定に向けたご意見ご要望等を頂戴できればと考えております。

それでは5の議事(3)ですね、「宮城県特別支援教育将来構想実施計画(前期)の取組状況等について」事務局どうぞ説明をお願いいたします。

(平塚企画管理班長)

はい。それでは事務局より前期の取組状況をご説明いたします。おそれ入ります、着座にて失礼いたします。

はじめに、新しく就任いただいた委員さんもいらっしゃいますので、将来構想実施計画の概要について簡単にご説明いたします。お手元の資料参考3、宮城県特別支援教育将来構想概要版をご覧ください。概要版の1ページ目の方をご覧ください。本構想は、本県におけるこれまでの取組や新たな課題を踏まえまして、平成27年度から令和6年度までの計画期間を10年とし、本県における特別支援教育の方向性を示すものとして策定され、障害の有無によらず全ての児童生徒の心豊かな生活と、共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する、といった基本的な考えの下に、様々な施策を推進しているところです。

3ページ目をお開きください。本構想は、本県におけるこれまでの取組や新たな課題を踏まえ、特別支援教育将来構想の施策体系になりますが、平成26年度までの取組の成果や課題、各学校の現状と課題を踏まえまして自立と社会参加、学校づくり、地域づくりの3つの目標を掲げました。障害のある児童生徒が、家庭や職場、地域における自己実現により、自己有用感が得られる心豊かな生活が具現化できるよう、各事業に取り組んでいるところです。本構想は、計画期間を前期5年と後期5年に分け、実施計画を策定し進行管理を図ってきたところです。今年度は、前期実施計画の5年目を迎えますので、これまでの取組を振り返りながら後期5か年の実施計画を策定する必要があります。先ほど、諮問させていただきましたとおり、委員の皆様からご意見を頂戴しながら後期5か年の実施計画へ反映させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、資料1、「宮城県特別支援教育将来構想実施計画について」をご覧ください。

こちらの資料は、前期実施計画の取組や主な課題を抽出し、将来構想の後期実施計画を策定するに当たり、その趣旨や視点について整理したものととなります。

「1 策定の趣旨」についてですが、先ほどご説明いたしましたとおり、特別支援教育将来構想の3つの目標を達成するため、前期実施計画においては14の事業に取り組んできたところです。主な取組としましては、目標1、一つ目、自立と社会参加については、乳幼児期からの支援体制の充実、それから卒業までの円滑な支援体制の充実等に取り組ましました。

目標2つ目、学校づくりについては、教育的ニーズに応じた学びの場の充実、教員の専門性向上、学習環境の整備について事業展開を進めてまいりました。

目標の3つ目、地域づくりについては、共生社会の理解促進、市町村支援の充実に取り組みました。

「2 実施計画(後期)の策定の視点」についてですが、実施計画(後期)を策定するにあたり、3つの視点で整理したいと考えております。

1つ目ですが、実施計画(前期)の取組で課題が継続しているものに加えまして、実施計画(前期)の取組で表面化した新たな課題に対する取組を追加したいと考えております。

2つ目ですが、実施計画では事業のほとんどが特別支援教育課の取組を掲げておりましたが、特別支援教育は全ての学校種で行われる必要があると考えておりますので、他の課室の取組も網羅したいと考えております。

3つ目ですが、各事業は複数の目標に関わる事業もありますので、施策体系を分かりやすく表現するため、三つの集合を用いた図、いわゆるベン図と言われるもので整理をしたいというふうに考えております。

「3 実施計画(前期)の取組における主な課題」についてですが、1つ目の乳幼児期からの早期支援・卒業後を見据えた切れ目のない支援体制の確立の取組につきましては、支援学級及び通級の指導において個別の教育支援計画の作成が徹底されていないということ、それから個人ごとに異なる合理的配慮を明確にするために必要な各校種間での合理的配慮の内容の引継が不十分であるといったことが挙げられます。

2つ目の、多様な教育的ニーズに対応した教育環境の推進に関する取組については、知的障害を伴わない発達障害のある生徒等について、高校の通級による指導や多様な教育的ニーズを的確に捉えた指導方法の工夫・拡充について、更なる検討が必要であると考えております。

3つ目の、インクルーシブ教育システムの構築に関する取組については、特別支援学校の児童生徒が居住地校での交流を行う際、特別支援学校の児童生徒への教育的効果だけでなく、受け

入れる側の小中学校への教育的効果を明確化し、学習内容を充実させる取組が必要であると考えております。

実施計画(後期)の策定においては、これらの課題に対する取組も検討して参りたいと考えております。

「4 今後のスケジュール」についてですが、他の関係課の取組内容を確認しながら特別支援学校長会からも意見を聞き、計3回の審議会を開催し、実施計画(後期)の内容を検討して参ります。資料1については以上となります。

続いて資料2、「宮城県特別支援教育将来構想実施計画(前期)取組状況」、こちらの1ページ目をご覧ください。

これまで4か年の取組、前期の4か年の取組につきまして、主な実施状況、それから成果・課題、これまで審議会で頂戴した主なご意見を整理した資料となります。

目標1、自立と社会参加については、切れ目のない支援体制を方向として、4つの事業を展開して参りました。主な取組内容としましては、目標1-①「就学相談活動支援事業」において、特別な支援を必要とする児童生徒が各々の教育的ニーズに応じた教育の確立のため、就学支援先が適切に判断されるよう、市町村に対し就学事務説明会などを開催しているところです。平成25年9月に学校教育法施行令が改正されまして、就学については保護者や専門家との意見を聞きながら市町村が総合的に判断するということになりました。県への就学相談件数の状況を見ますと、平成26年度で84件ありましたが平成30年度は3件と減少しておりまして、市町村による就学支援に向けた取組に一定の成果があったのではないかと考えております。

また、目標1-③「特別支援学校進路指導充実事業」や、目標1-④「高等学園就業定着支援事業」が、こちらの方で生徒一人一人のニーズに応じた進路指導の強化を目的とした講演会の開催や、就労の定着と社会的な自立に向け円滑な意向を支える地域と連携した体制作りに取り組んだところです。過去の審議会で頂戴しました主なコメントについてですが、目標1-②黒い三角の5つ目として、後期の施策を考える上で引き続き幼児期の支援体制の充実を取り上げていただきたいという内容や、目標1-④の黒い三角の一つ目にありますとおり、「個別の移行支援計画」について、情報の出し方を工夫しながら本人のマイナス面を伝えていくことが大切であり、企業側は、具体的にどのような配慮をすれば良いのか困っている」といったような内容が挙げられております。目標1については以上です。

続きまして目標2、学校づくりについてですが、多様な学びの場を方向性として7つの事業を展開して参りました。主な取組ですが、目標2-①「共に学ぶ教育推進モデル事業」としまして、特別

な支援が必要な児童生徒とそうでない児童生徒が、共に学ぶ環境を整備するため必要かつ効果的な教育方法や、校内体制整備についてモデル校を指定し実践事例を蓄積すると共に、フォーラムやパネルディスカッションにより普及を図ってまいりました。昨年度の審議会では、「特別支援学級在籍で高校に入学するケースにおいて、個別の支援計画の引継がなく、入学前に必要な施設整備を行うことができなかった。今後、校種間の連携についてさらに細かく充実が図られるようお願いしたい。」といった御意見を頂戴しております。

3 ページをご覧ください。目標2-④「教員の専門性指導力の向上」についてですが、多様化する教育的ニーズに応えるために教職員の専門性の向上を図るための取組として、特別支援学校専門性向上研修会や特別支援学級新担任者研修会、通級指導新担当者研修会を開催し専門性の向上に努めて参りました。課題としましては、小学校・中学校・高等学校では、担当者が替わることで研修した内容が引き継がれない状況があるといったことが考えられております。

4 ページ目をお開きください。目標2-⑦「教育環境整備の推進」についてですが、主に特別支援学校の狭隘化に対する取組を展開して参りました。主な実施状況といたしましては、平成28年度に女川高等学園を開校した他、利府支援学校塩釜校や小松島支援学校松陵校、名取支援学校名取が丘校など分校の整備を行って参りました。今後も児童生徒の動向を把握しながら、必要に応じて狭隘化の改善に取り組んで参ります。

なお、お手元の資料の参考5、「第2期県立特別支援学校教育環境整備計画」ですが、特別支援学校の狭隘化に対応するため、新設校設置や分校の整備など具体的な取組をまとめておりますので、おそれ入りますがこちらの方は後ほどご覧いただければと思います。目標2については以上となります。

続きまして、5 ページをご覧ください。目標3、地域づくりについてですが、社会との絆を方向性として3つの事業を推進して参りました。主な取組としましては、目標3-①「インクルーシブ教育システム構築事業」におきまして、社会参加や地域における特別支援教育に関する理解の更なる促進を図るため、居住地校学習推進事業に取り組んで参りました。特別支援学校の小・中学部に在籍する児童生徒の35.4%がこちらの事業に参加しており、全国平均の30%上回っている状況にあります。課題としましては、協力校の理解のもと、事前打合せから、実践、事後検討、次年度計画検討等のサイクルをさらに内容を深めながら計画的に進める必要があると考えております。また、過去の審議会において「居住地交流が、相手校の児童生徒にとってどのような教育効果があるのかを見直すことが必要。」といった御意見を頂戴しておりまして、実施計画後期の策定に当た

りましては、特別支援学校だけではなく受け入れる小・中学校への教育的効果を明確化し、学習内容を充実させる取組を検討していきたいと考えております。

以上、前期計画の取組について主なもののみを説明させていただきました。他の取組等につきましては、後ほど資料をご覧くださいと思います。

次に、資料3の目標達成について中間案になりますけども、こちらはただ今説明いたしました資料2の事業ごとの取組と課題、お手元の資料の参考3、「宮城県特別支援教育将来構想(概要版)」の政策体系のうち、右側の記載しております目標を細分化した目標の実現に向けてと、黒マルごとに内容を評価したものとなっておりますが、先ほど説明したものと重複をするというところありますので、説明は省略させていただきたいと思います。後ほどご覧くださいと思います。議事の(3)についての説明は以上です。

(村上会長)

はい、ありがとうございます。今、「宮城県特別支援教育将来構想実施計画(前期)」の取組状況について、事務局から説明を頂いたところでございます。あまりにも大量なものなので各々確認いただきたいと思いますが、資料2と資料3の内容をまとめたものが資料1です。実施計画後期の策定の視点、あるいは実施計画前期の策定における主な課題に対する取組を、後期の実施計画の中に盛り込みたいという内容と、各事業の取組や課題に関する説明だと思われま。

ここでですね、この場の会長としての私から皆さんにご提案です。新しく委員になられた先生方もいらっしゃいますので、先ほど事務局から説明をいただいた内容を踏まえまして、委員の皆様からお一人ずつ順番に、前期の実施計画に対する評価や後期の実施計画に対するご意見、あるいはご質問等いただければというふうに考えております。お一人ですね、時間のこともありますので、2～3分程度を目処に、順番にお話をいただければと思っているところですが、いかがでしょうか。確認の意味と、それから新しくなられた方に概要を把握して頂きながら、それを深めていただくということを考えたいと思っております。いかがですか。よろしいでしょうか。

はい、それではですね、今申し上げましたようにお一人に2～3分あたりを目処にして、名簿の順に藤副委員長からお願いをしたいと思います。

(伊藤委員)

はい、先ほど紹介していただきましたが、名簿では前こまくさ苑となっておりますが、また施設長が替わりましたので「元」になります。今は法人全体の監事をしておりますので、そこには「社会福

社法人なのはな会監事」としてもらった方が良いと思います。私は、計画作成の時から関わってお  
りまして、6年目になりますし、委員も事務局の皆さんも替わってきているということですが、  
3つの目標の下に前期計画が色々な面で展開されており、成果も上がっているということを大変  
嬉しく思います。ただ、先ほど説明がありました、今日初めて参加された方は、3つの目標の下  
にかなり多くの事業が展開されているとの事について、どのくらい理解されたのかというか、分か  
りづらかったのではないかなと思います。事業がたくさんありますけれども、前にも話したのですが、  
それぞれの学校とか地域において、どのような事業が自分たちに関わっているのか、そういうもの  
の重点化とか焦点化というのが大事であり、全部が全部という訳ではなく特にこの部分は関わり  
が深いのだということを知りやすく説明することが大事かなと思います。やはり、特別支援教  
育というものを展開するに当たっては、その特別支援教育に関わっている者はもちろんの  
ですが、あまり関わっていない人たちに対して特別支援の言葉とか、考え方とかそういうもの  
の説明が、分かりやすく、どのくらい伝わっているのかなというのが大事かなと思います。その  
辺について、知っている人ではなくて知らない人にどのように伝えたら良いかという視点は、  
これからも大事かなと思います。それから、先ほどベン図ということで、特別支援教育課  
だけでなく義務教育課とか高校教育課との関わりというのがありますが、やはりその他には、  
各市町村との関わりとか、自分の法人の中に幼児施設がありまして、今は発達支援センター  
というのですが、そこは保健福祉関係の管轄だと思います。そのような部署と教育委員  
会の関わりというものがあるのか、果たしてうまくいっているのか、いわゆる教育委員  
会と保健福祉というのは似たような事業をしており、特に幼児の段階との関わりとい  
うものをもう1回確認してみるのも大事かなと思います。もう1つはですね、色々  
と狭隘化のことについて、また根本的な解決には至ってないのですが、高等学園の新  
設とかですね、小学校等への分校も随分拡大されてきておりますけれども、かつての  
ように小学部だけではなくて、中学部までが分校に入るというような環境を整えるこ  
とは考えられないのかなと。小学部だけでなく中学部までどうなのかということ、  
本当の大昔に分校・分級室の時に中学部までであったということが、私にも経験  
ありますので、その辺りの検討はどうなのかなといったことを思いました。後期も  
先ほど今までの成果もあったのですが、是非繋いでいただいでですね、より良い  
展開ができればいいなと思っております。

(村上会長)

はい、よろしいですか。それでは小日向委員。

(小日向委員)

宮城障害者職業センターの小日向と申します。私は、障害のある方の就労支援を行っております。教育の場に直接携わっているわけではないので、少時的外れなところもあるのかもしれませんが、感じたところをお話しさせていただきます。後期実施計画の作成に当たっては当然、前期の取組について、どういう成果があったどのような課題が明らかになったのかとか、そういうところの整理が必要かと思うのですが、そういったところで資料3の中間評価のところを取りまとめるところが重要になるかなと思いましたので、私は資料3について感じたところをお話しさせていただきます。資料3の2ページ、3番の「将来の自立と社会参加を目指した進路学習の充実」というところです。3つ目の最後のマルのところですが、「今後は、さらに連携を密にし、進路指導及び就労支援体制の充実を図りながら就労の定着と社会的な自立に向け地域や各関係機関と連携した体制の確立が課題である」、と記載されております。その上の1つ目と2つ目のマルを受けて今後さらにというようなことだとは思いますが、記述がやや漠然としているかなとの印象を受けました。前期の取組を受けて、後期でどういうことを目指して行くのかとか、その方向性について少し具体的な記述があるといいように思いました。例えばですが、進路指導及び就労支援体制の充実を図りながらとありますけれども、どのような状態を目指そうとしているのか、現場でどういう課題があってどういう取組が必要かということについても少し触れられているといいと思います。あくまで部外者の立場での例ですけれども、進路指導の充実について、先生個人個人のスキルの部分で問題があるのか、あるいは体制的なマンパワーの問題なのかとか、あるいはそれ以外のところでの課題があるのか、どれについても整理が必要かなと思ひまして、同様ですが、地域や各関係機関と連携した体制の確立が課題とありますけれども、これについても連携体制の確立に当たって、ということが課題になっているのかについても少し触れただけかというのかなと。これもあくまで例ですけれども、地域や関係機関側に何か理解不足とか情報不足のようなものがあるのか、あるいは逆に先生方が忙しくて、そういう連携のための時間が取れないとか、そういう学校側の体制的なところでの何か課題があるのかなど、そういったところの整理ができると今後の取組なども検討がはっきりしてくるのかなと感じました。以上です。

(村上会長)

はい、ありがとうございます。今、伊藤先生と小日向先生の方から出ましたけれども、乳幼児の部分とそれから進路、入口と出口について、前からの議論ですと、そこは接続しており、切れ目はないということでしたので、今ありました中間に向けて何らか資料あるいはデータ等が含めて事務

局側で何かありましたならば教えていただければと思います。特になければ次の中間の評価案のところで説明をいただくということによろしいと思うのですが、いかがでしょうか。

(平塚企画管理班長)

申し訳ありません。今手元にそのようなデータ等は持ち合わせていないところではあるのですが、乳幼児期の部分につきましては、早期発達障害支援相談事業なども展開をしながら幼稚園であるとか保育所などにも行っておりました、幼稚園・教諭・保育士などの指導の在り方などの支援をしているところです。また、4 ページ目の所にセンター的機能ということで、相談対応の件数などを載せてございますが、こういったところで乳幼児期の部分の相談支援なども行なっております。福祉部門との連携というのは、まだ若干弱いところもありますが、今後整理をしながら連携を強化していきたいと考えております。出口の部分につきましては、今数字はないのですが高等学園につきましては、一般就労雇用、障害者雇用枠ということでかなり高い率の就労はされてはおりまして、それ以外の通常の支援学校の高等部の場合ですと一般就労が大体 15～6%ぐらい、残りのお子さんの大体半分ぐらいが福祉的就労という実態は把握しております。今後は、どのように定着させて繋いでいくかということが課題と認識しております。

(村上会長)

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、今先生はご欠席ですので佐々木委員をお願いします。

(佐々木委員)

大郷中学校佐々木です。多くの資料のご準備ありがとうございました。分からないので教えてください。資料2の方ですが、A3 判の長いものについて、資料2の①～③まであるのですが、この図の中の主な実施状況という欄は、前期の 5 年分のことを書いているのでしょうか。平成 30 年度のをまとめたものなののでしょうか。まず 1 つ教えていただきたいと思います。

(平塚企画管理班長)

申し訳ありません。こちらは基本的に 30 年度の状況を記載したものとなっております。

(佐々木委員)

分かりました。ありがとうございました。

本当に意見でも何でもないので、少し気がついたところで、特別支援教育課とそれから他の課・部との連携を図りながら推進していくというお話しがございましたが、伊藤先生のお言葉の中にもあったのですが、教育庁だけではなくて保健福祉部とかあるいは先ほどありました、就労の部分での労働関係の部署の連携も必要なのだろうと思いますが、文部科学省では、厚生労働省と連携してトライアングルプロジェクトを発足させたというようなお話ももれ聞きました。そのような、他部署との連携についても何か盛り込んだり、この資料5のベン図の中には検討事項ということで星印でしたか、今後の検討事項として吹き出しに書かれてはありますけれども、県としての全体の構想図の中に他部署との連携の在り方について明記していただくと県民全体がよく分かるのではないかなというように思いました。

(村上会長)

はい、ありがとうございます。そこはご検討いただくと言うことでよろしいでしょうか。

はい。それでは佐藤委員よろしく願いいたします。

(佐藤委員)

相互台小学校の佐藤でございます。前期の5年間がもう終わろうとしており、早いものだなと感じております。今5年目ですけど、エネルギーにこの各事業を5年間進めていただいたのだということを感じております。感じたこととしましては、この素晴らしい取組の現状と課題がどれだけ周知されているのかというところでございます。是非、この多くの方が今までやってきたことを理解していただけると良いのではないかと思います。それにはいろいろな場でいろいろな人が伝えていくべきなので、その場がどこであるかそれをやるのは誰か、誰に対してかというのを具体的に考えていくということが宮城県の特別支援教育が理解できること、そして一人ひとりの意識改革にも繋がっていくのではないかと感じております。今後の後期の5年間は今までやってきた事をしっかりまとめて、それをつなげて広げていく5年間なのではないかなと感じております。以上です。

(村上会長)

はい、ありがとうございます。これは大丈夫ですね。検討事項ですからね。

はい、野口委員よろしく願いいたします。

(野口委員)

東北大学教育学研究科の野口でございます。ここにありますいくつかの事業には、少しばかり関わらせていただいて、実際にとても素晴らしい事業を行ってこられたなと思っておりますが、実際に実施していく中では、具体的なところでいくつか、まさに「具体的な課題」が生じてきているということはあるのかなというふうに思っているところです。例を挙げれば、居住地校学習等に関しまして、その居住地校に訪問して打ち合わせをしてというところを、その意義とか必要性等々を、特別支援学校の先生がそのたびそのたびに説明しなくてはいけない、それは非常に大変で、大きな声では言えないことですが、学校によっては忙しいからというような反応を示すケースもあり、その辺りを宮城県全体としてどういった対応をしていくのかということをおもっています。また、学年進行につれてどのような形で居住地校交流ということを実施していけば良いのかといった、これは教科の内容等も複雑になっていくというところがございます、その辺りをどのように考えていくのかも具体的な検討としては必要になってくると思っております。研修等の講師等も勤めさせていただきましたが、伝達等は当然行われていると思っておりますけれども、どれぐらいの広がりになったのかという検証というのがある意味必要なことではないか、どれぐらいの人が受けてそれがどれぐらいの所をカバーしているのかといった検証も必要になってくるのではないかなと思っております。あともう1つですが、就労の関係で言いますと、最近では通常の高校あるいは大学を卒業して就職した後に、そちらでなかなかうまくいかず、相談機関等を訪れるという人が、実はかなり多くなってきているという状況にあります。そういったことを考えると、高等学校あるいは大学等における就労支援と言いますかキャリア教育と言ったら良いでしょうか、その辺りの所も含めてどう検討して関わっていくかということも、考えていく必要があるのではないかなと思っております。今のところは、これぐらいのことで終わりにしたいと思います。

(村上会長)

今、具体的に出てきたのは居住地校交流によるインクルーシブと言いつつも、私の所もそうですけれど、なかなか相手側の学校さんに理解していただけないという現実、もうその通りだなというのが結構ありますね。そういったことについて、あとは研修の広がり、先ほどありましたけれども、学校内・教育の中だけでのインクルーシブでは駄目なのだろうということですよ。それから、就労も含めていわゆる高校大学卒業した後、なかなか適応が出来ない、会社等に適応が出来ない人たち、ここですね、それが教育、ここでの議論そのものの対象になるかどうか別ですけど

も、そういう視点を社会の中に広げていくというのもこの役割なのではないかといった、お3人の方のご指摘だったと思います。何かありましたならば。

(菊池教育指導班長)

居住地校学習の件について、今まさに野口先生からお話があったとおり、どうだろうなというところは把握しております。実施率としては、年々上がってきているところあるのですけれども、今お話しされたように毎回毎回繰り返し説明をすとか、広がりが行き詰っているところもなくはないところです。それから、学年進行によって交流の中身がだんだん先細ってしまい、どうしていいのか悩んでいる学校さんもあるように聞いております。ただその中でも、毎年行っていることによって学年が上がると、「またこの子が来たんだね」ということで、理解が深まってお客さん扱いではなく、本当に一緒に学習活動を展開している学校の例も増えてきているというのも事実でございますので、そういう良い事例なども紹介しながら取り組んでいくことも必要ではないかと捉えているところでございます。

(村上会長)

はい、ありがとうございます。これもこれからの取組の中に計画等の具体的なところに落とし込んでいただければと考えます。

それでは、村上 善司委員よろしく申し上げます。

(村上委員)

女川町教育委員会の村上でございます。ただ今の説明、本当にありがとうございました。資料2の内容を見てもお分かりのように、広範囲に渡って、先ほど佐藤 瑞恵委員さんもおっしゃいましたが、本当にエネルギーに取り組んでいただいたことには敬意を表したいと思います。後期5か年に向けていうことですが、この前期5年というのは、小中学校は今までとは全く違うような状況下にあるのではないかと思います。それは何故かといいますと、やはり東日本大震災の影響というのはもちろん、宮城県全体がどうこうではないのですけれども、少なくとも沿岸部の小中学校においてはこの5年間の評価というのが後期の5年間に当てはまるかどうかを言えば、そこは非常に難しいのではないかと思います。そのような中で、やっと震災から8年が経過して落ち着いてきたところでございまして、いわゆる特別支援も含めてこれからが本当の真価が問われる時だなと思っているのが1点でございます。2点目は、私は、前期はとにかく心のケアを最重要点

に取り組みさせていただきました。その中で当然気になる子供、さらには障害のある子供をどうするか、また、あのような非常に混雑した中で障害のある子供たち、特に自閉症と呼ばれるような子供たちをどうするかというようなことで、頭を痛めて参りました。その中で、大事にしたのは通級指導システムがどのようになっているのか、それからいつも私が願っているのですけれども、数値化できるようなもの、居住地校学習とかあるいは交流及び共同学習の割合、あるいはたまたま私がお世話になっている女川町は、女川高等学園さんがあるのでそれを傍で見ることができること、就職した人の姿を見ることができるということで、大変大きな刺激を受けているところでございますけれども、そのような数値化できるものがどのようになっているのかといった視点、さらには最後にはいわゆる障害のない子供たちの理解がどのような形で関わっているか、前期では大きくこの3点について見させていただきました。このように成果と課題が出ているので、細かいことは省かせていただきますが、少しずつではございますけれども、成果は出ているのではないかと思います。ただやはり最後は、県全部がそうではないのですが、「教員の力」これが大きいと思っております。後期にあたっては、このように非常に多岐に渡っておりますけれども、例えばこの切れ目のない支援体制で自立と社会参加となった時に、後期はとにかくこれを最初に見ようといった優先課題というか、それを明確にすべきではないかなと思っております。それから2点目、学校づくりでは狭隘化解消のために色々やっております。また昭和50年代に戻ったなど感じもしないわけではないのですが、今の児童生徒数が減少して、以前、大規模校と言われた学校は、教室がかなり空いております。例えばそういった学校に持っていくのも一つの手かなと思っております。そういうものも含めて、後期に何を焦点化し、そして常に願う数値化っていうものを指標といいますかそういったものを明確にした計画を展開していただければなと思っております。ただこれからの5年間は、それ以上に、障害のない子供達というかそういう社会、地域社会にどう理解させるか、それは何ををもって判断していくということが大事ではないかと思っております。

(村上会長)

はい、ありがとうございます。

それでは、櫻井委員よろしく願いいたします。

(櫻井委員)

利府支援学校の櫻井でございます。私の方からは、この目標の2の①について絞ってお話をさせていただきますしたいと思います。ここに共に学ぶ教育推進モデル事業の取組があるのですけれど

も、私はその指定校の校長として2年ほど関わらせていただきました。本事業の中心となって推進して、また実際指導をしました教員が大変優秀であったということもありまして、その対象の子供たちはもちろん周囲にいる子供たち、教職員、保護者、地域が特別支援教育に関して、非常に理解を示すようになって非常に大きく変容していき姿を見て参りました。この事業の成果というのがすごいなというようなことを感じておったところでございます。一方、同じ市内にいる校長先生と話をする機会がありまして、当校ではちょっと難しいというようなことがあったり、できる教員がいないんだよねと漏らしたりというようなことも実際あります。それを聞いていたところ、確かに恵まれた学校だったというのを感じておったところです。その後、県の総合教育センターの方に異動しまして、そこでいろいろ研修の受講者についての情報も頂いておりまして、それを見ておりますと、特別支援学級を初めて担任する新担任者ですとか、通級を初めて担当する先生方ですとか、それから特別支援コーディネーターが初めてというような方々を対象にしてセンターでは悉皆研修として行われますが、その研修会にどれくらいの方々が来るのかということで、数字を見ますと、大体初めて特別支援学級を担当するという先生方はですね、2割弱なんです。数字的に言うと仙台市を除くと839の学級があって、166名が平成30年度の受講者数です。19.8%というような数字が出て来ますが、大体毎年毎年2割くらいの先生方が替わっていくという現状、そして通級による指導の先生方を見ますと、186名通級を担当している先生がいるのですが、初めて担当者になったということで研修を受けた方が60名いるということになると、3割を超えるわけです。特別支援コーディネーター、つまりそれぞれの小中学校の特別支援教育の核となって推進しているコーディネーターについて言えば、仙台市を除いた359校中、112名の先生方、これは高等学校の先生を除いた小・中学校だけです。そうなるともこれも3割を超える先生方がこの研修を受けているというような現実を考えますと、柔軟で連続した多様な学びの場の中で適正な教育を保障するというものになっている、その「場」については、確かに保障はされておりますが、質の問題がどうなのかという話になってきていると思います。ですので、その質をどうするのかということでのこの事業の狙いがあると思います。そういった場合に、その対象になっているいわゆるモデル校になっている地域については非常に有効であるのですが、その周辺のところについてもどれだけその効果を伝え、そしてまたは巻き込んで一緒にやっていけるかということになってくると、後期5か年の方向性というところにも書かれていますけれども、市町村が主体性をもってという取組にシフトしていくような、例えば外部専門家を巡回させたりですとか、地域の学校ブロックごとにまとめてチームで対応するとか、これから共に学ぶ教育推進モデル事業をさらに、また次の手を打って、市町村教育委員会にテコ入れをするか、あるいはここにある目標1とか3にあるように市町村の総合推進事業を通し

て、市町村の体制を整備していくかとか、そういったところに広げていく必要があるのかなというように感じたところでした。

(村上会長)

はい、ありがとうございます。

それでは、庭野委員をお願いします。

(庭野委員)

東北福祉大学教育学部の庭野でございます。日頃は大学の方では、特別支援学校の教員の養成に当たっております。県の教育委員会の方では、例えば共に学ぶ教育推進モデル事業ですか、あるいは特別支援学校の外部専門家活用事業等にも関わらせていただいておりますし、それから教育センターあるいは特別支援学校での研修会の講師などもさせていただいております。そういった御依頼いただいた仕事をしながら、私自身も今現在宮城県で特別支援教育にどのような取り組みをしているのかということ、学ぶ良い機会となっております。特別支援教育と一口に言っても、大変幅が広いので様々な取組が必要となるわけですが、宮城県の取組は素晴らしいと日頃感じております。今回初めて委員になりましたけれども、今年度あと2回会議が予定されているようですが、いずれも水曜日です。私、宮城県の他の仕事の方が水曜日に当たっているものですから、残念ながら今年度は今日限りとなりますので今の時点で思っていることいくつか述べさせていただきたいと思っております。櫻井先生からも教員の研修のこととかお話いただきましたけれども、やはり1番気になるのは教員の専門性の問題でございます。様々な研修を県の方で実施していただいているというのは存じてはおりますが、例えば櫻井先生がおっしゃったようにセンターの悉皆研修の参加者が20%弱であったり、あるいは回数そのものも十分なのかなという疑問を感じております。特に私は聴覚障害と言語障害専門でございますので、難聴学級あるいは言葉の教室の指導がどのようになっているのかということが気になるところでございますが、現場を見せていただいたりあるいは担当の先生とお話をさせていただいたりしていますと、やはり十分な力がついていないあるいは専門性がないということを先生ご自身も悩んでおられます。あるいは、例えば聴覚ですと、聴覚支援学校のセンター的機能を利用して地域支援の先生方のご支援をいただくということが可能なのですが、そもそも何が課題なのか分からない、何を質問して良いのか分からないというベーシックなところの理解もできていない先生方も多くいらっしゃって、大変残念なことだと思っております。やはり教育的ニーズのある子供たちがたくさんいる

わけですので、それに答えられるだけの専門生をしっかりつけていただきたいと思います。また、免許保有率の問題でも、やはりアップしてきているとは申しまして、やはりまだ全国平均には渡していない。特に視覚障害聴覚障害になるとさらに低くなるわけですので、その辺りも頑張って免許取得に向けて指導いただきたいと思います。もちろん免許を持っているかどうかと教員の資質が必ずしも比例するわけではないです。ですが、免許を取ろうという意欲が大事だと私は思っておりますので、免許を取ろうということはつまり、主体的に学びたいと言う気持ちもご本人にあるということにもなりますので、是非、免許保有率を上げるというところにも力を割いていただきたいと思います。また、私自身は臨床心理士、公認心理士でもありますので、先生方のカウンセリングに当たることもありますが、特別支援教育に従事している先生の中には特別支援教育に携わっているということに誇りを持ってないで、ちょっと引け目を感じていると言う方も中にはいらっしゃいます。私は、これは日本特有の現象ではないかと思っておりますが、私はこれまでアメリカやイギリス、ロシアなどの特別支援教育の教員養成の視察をしておりますけれども、どこでも皆さん誇りを持ってやっております。まず4年間の4年生の大学で小学校や中学校の免許を取り、プラス2年でさらに特別支援の免許を取って高い専門性を持っているのだという自負のもとに皆さんがんばって教育をされております。わが国でも是非ですね、特別支援の免許持っているということは基礎免許を持ってプラスの免許を取っているわけですから、専門性を持っている、高い専門性があるのだということを誇りに持てるような、そのような雰囲気作りも必要なのではないかというように思っております。それからもう1点ですが、特別支援教育支援員をもっと特別支援教育の現場、特に特別支援学校で活動して良いのではないかと思っております。この点につきましても、私は欧米を視察して参りましたが、各国でだいぶ前からですね、特別支援学級のみならず特別支援学校でも支援員を活用しております。もちろん障害のあるお子さんに素人さんの支援員さんを入らせるということは不安があることですが、欧米では教育委員会が研修会を用意し、最低でも30時間あるいは60時間位ですね、何週間かかけてしっかりと研修を受けさせ、それなりの証明書を出してその上で支援員の仕事に就かせています。わが国でも、特別支援教育に転化されてから通常の学級で活用が進んでおりますが、1日とか2日の研修ですぐ勤務するということが多いようです。やはりそれではなかなか障害の理解が進まない、適切な指導ができないと思います。ですので、しっかりと研修をさせた上でもっと支援員を活用することによって例えばトイレ介助であるとか食事介助であるとか、特別支援学校の先生方の負担を減らし、そして先生方はもっとご自分の専門を活かしてしっかりとした教育計画を立てて指導して

いけるのではないかなと思っております。この点はぜひご検討いただければと思っております。以上でございます。

(村上会長)

はい、ありがとうございます。

それでは、千田委員よろしく願いいたします。

(千田委員)

千田でございます。今現在は、希望の星という就労支援事業所で管理者として仕事をしております。その希望の星という事業所ですけれども、通常のB型事業所といえば、様々な障害のある方達がお仕事をしているのですが、3年前にあえて、視覚障害に特化した事業所ということで立ち上げました。その前まで私は、視覚支援学校でコーディネーターもやっておりましたけれども、15年間視覚障害教育に携わってきた経験を福祉に生かし、現在、視覚障害のある方たちの就労に関する支援を行っている現場にいます。それで教育の現場と福祉の現場と両方を体験しているという観点から、少しお話をさせていただきたいと思っております。

何しろ視覚障害は、数からすると、どの障害者よりも少ない人数で、なかなかその理解がもらえないということがあります。今回のお話を受けたときに、是非皆様にお話をしておきたいと思ったことがございます。障害のある方たちの特別支援教育あるいは障害のある方たちの就労支援の場合、障害者ということで一括りになってしまうことが多いのですけれども、障害と言ってもいろいろあるわけですね。様々あって、その方たちのニーズというのは教育的ニーズもそうですし、どう生きていくかということについてのニーズもそうですし、全く違うことになると思います。ところが、具体的な取組の中身が書かれてはありますけれども、障害種毎にどうするのか、というようなことがあまり見えません。かなり細かな作業になると思うのですけれども、可能であれば、その障害種毎の現状と今後の課題とそれにどう取り組んでいくか、という視点を入れていただくことが、必要なのではないかなというように感じています。庭野先生は聴覚障害の専門家でいらっしゃる、おそらく聴覚障害の方も数的に少ないのではないかと思います。それ以上に少ないのが視覚障害で、例えば障害者の就労の雇用率が上がったといっても、視覚障害者の雇用率は全く上がりません。それから教育の現場においても、例えば弱視学級が県内に30くらいあるのでしょうかね。その地域に、1人でも弱視のお子さんがいれば学校に特別支援学級が設置されるということで、先ほど櫻井先生もおっしゃいましたけれど、

宮城県が以前から積極的に共に学ぶということに取り組まれていて、場は設けられていると思います。ただ、質の問題ということからみますと、櫻井先生の話と同感だと思って伺ってありました。何しろ1人学級なんですね、弱視学級というのは。そうするとその学校の中でいろいろ支援をしなければならないお子さんが大勢いる中で、たった1人のお子さんに専門的なスキルを持った先生を充てるということで、学校全体のバランスが取れないことから、どうしてもあまり専門性の無い方が担任になってしまって、それも毎年毎年替わる、場合によっては半年ごとに替わるというような現実を視覚支援学校の教員をやっていた時に目の当たりにしていました。ですから、そこは課題だなというふうに強く意識していました。もしかしたらその点はずいぶん時間が経っているのかもしれませんが、なお解決はしてないのかなと思われそうです。障害種毎にそれぞれのニーズをもう少し検証していただいて、もっと障害ごとにどんな取組をしたら良いのかということまで検討していただくと良いのではないのかと思います。それからもう一つですけれども、先ほどから出ておりますが、私が教員だった時は福祉のことはあまり分からなかったですし、福祉の分野に入ってみると教育の方になかなか入り込めないし、ということで相変わらず壁が厚いなと感じています。連携ということは難しく、言葉が空回りするようなどころがあるのでありますけれども、実質的な教育と福祉の連携ということをもっともっと図っていけるような、そんなことを是非考えていただきたいと思います。以上です。

(村上会長)

はい、ありがとうございます。時間がだいぶ限られてきておりますので、申し訳ないですが委員の先生方そこを少しご配慮いただければと思います。

(伊藤委員)

伊藤と申します。私の目の前にですね、私の合理的配慮として要約筆記があります。私自身、肢体不自由でありながら、難聴もありまして、ここ数年で手帳も取得しておりますので、皆さんには普通に話していただいて、時間の関係もありまして、私は早口でやらせていただきたいと思います。

私の肩書きはですね、バリアフリーツアースセンターと言いまして、主にバリアフリーのことを、今回の肩書きとしてはやっているのですけれども、色々やらせていただいておりまして、県の障害者福祉協会と肢体不自由協会の理事をさせていただいております。他に教育関係で言えば、拓桃支援学校の学校評議員を18年程やらせていただいて、教育に関しては学校評議員と関わりがずっとありました。学校評議委員会の中ではいろんな課題とかお話いただくのですが、この計画

は、本当に県でいろいろな事業をやってらっしゃるのだなということを踏まえて、私から3点お話をさせていただきます。

1つはですね、合理的配慮という話が計画にもありますが、まず県の計画としてやはり一番底流にあるのは、権利擁護だと思います。例えば、差別解消法と虐待防止法の徹底というところを、関係者のみならず県民のみなさんがこういったことがあって初めて子供達の教育が守られるのだということを是非お願いしたいと思います。と言いますのは、虐待防止法で言いますとやはり学校はまだですね、直接的なスキームになってない、通報義務がされていないと、これは国の法律を改正するということはあるのですが、上乘せ・横出しを県がきちんと打ち出して、特に学校の虐待比率が高いものですから、そこがあって初めてこういった計画が生きてくるということをお願いしたいと思います。差別解消法のことで言えば、合理的配慮、私も肢体不自由で私たちの後輩が地域の中で生活していますが、やはり差別解消法の課題として合理的配慮というのは本人の起点ですけども、そこがなかなか自分で言い出せない。では、どういう合理的配慮が自分に必要なのかということも、なかなか本人すら分からないと。ですから本人のストレングスをどう伸ばしていくかというのは、是非関係者の方々にお願いしたいと思います。そういった合理的配慮も好事例も含めてアーカイブされていけば、もっと法律がうまく回って、教育との連携がなされていくのではないのかなと思っております。

最後に、先ほど、肢体不自由協会の話をしましたけど、いろんな法律がシステム化されて整備されていく一方で、肢体不自由協会のようなニッチ的な、これまでインフォーマル的な学童期のお子さんとか保護者の方々を支えてきた機関というのは、どんどんなくなっていきまして、肢体不自由協会も来年3月で解散することになっております。その今、セルフヘルプグループとかですね、例えば県北県南の親の会の方々をどう支えるかというのが、障害者福祉協会の方で子ども部会を作るのか、そういった意味でやはり支える力というのが教育現場以外の外周の中で、弱くなっていくような感じが実感的にしておりますので、その点を今回の次の計画に、やはりインフォーマルとかということも含めて、どう子供たちを支えていくかといった視点を入れていただければありがたいと思います。以上です。

(村上会長)

はい、ありがとうございます。

それでは、岡委員よろしく願いいたします。

(岡委員)

総合教育センターの岡でございます。私の所では、教職員の研修や研究を担当させていただいております。特に学校づくり、教員の専門性の向上、この辺に絞ってお話をさせていただきたいと思いますが、全国に私たちのようなセンターというものが各所がございます。全てと比較しているわけではありませんが、規模が大きいところと比べてみても研修のメニューの数、特に特別支援に限って見た場合でも大体倍ぐらいの数と範囲領域を用意しております。それから一般の方に向けても、先週の土曜日も行いましたが、特別支援教育についての公開講座等もさせて頂いております。今年度は、特別支援に関するメニューに限って昨年と比較して見た場合ですが、昨年に対して40%ぐらい多くの申し込みをいただいております。特に自立活動、課題解決、こういったところに注目をいただいているようです。先ほど櫻井委員からお話いただきましたけれども、毎年新しく特別支援を担当する教員はコンスタントに160から170人おります。学級数がそれほど増えているわけではない中での担当者のチェンジになりますので、どのような形で連携・引継が行われるのか、それから教育のクオリティがどうなっていくのかというところがちょっと心配なところがあります。それで、センターでは、研修の内容を基礎基本に重点を置きながら研修を進めるように今シフトチェンジしております。それから、冒頭の教育次長さんの話にもありましたが、通級の問題というのがありました。高校でも通級が制度化されております。調べてみますと、通級は小学校では結構行われていますが、中学校でかなり減少してしまう、この原因はどういうことにあるのだろうかと考えてみますと教科担当制度というところが一つあるのかなと思います。中学校できちんと定着していただければ高校の方でもそれを参考に導入が進むのではないかと考えております。今年度は、専門研究で中学校の通級の在り方について、通級指導教室のサポートブックというものを今作成しております。それをしっかりと作り上げることが出来れば、中学校と高校の方でももう少し導入が進むのではないかと考えております。昨年度は、通常の学級で共に学ぶということを進めるために共に学びガイドを作成しましたが、それに続いて今年度は通級の方に力を入れていきたいと考えておりました。以上でございます。

(村上会長)

はい、ありがとうございます。

それでは、栗野委員よろしく願いいたします。

(栗野委員)

富谷高等学校の栗野と申します。私からは2つ程。この資料を拝見していて、1つは障害者雇用の拡大というところで、高校としても障害者雇用、私の学校でも雇用をして参りましたが、その時にとても思ったことは、ここで受け皿の確保と出てきておりますが、(次の受け皿に)どう繋げるか・繋げていけるかということだと思っております。高校でなんとかその場のしのぎ、その日暮らして仕事をこなしてもらうのではなくて、やはり計画的に高校という場所でこういう仕事をしっかりと身につければ、次にこういう所で活かせるよ、というような、地域あるいは企業を巻き込んだ体制づくりの必要性を感じております。それに関連して、特別支援コーディネーターの話もございしますが、地域コーディネーターというの必要なのではないかと。地域と学校あるいは学校からその先を繋ぐ役割を果たすコーディネーターという存在の必要性を最近強く感じております。

富谷市にある学校ですので、本校としては富谷市立高校という面もございします。富谷市の中の高校であると。小中高と本当に繋がっているという感じがしております。そこに富谷市の方からも市教委だけでなく市役所からも色々な繋がりの手を差し伸べていただいて、こちらも一生懸命生徒を送り出しながら、地域の中でのいろいろな活動を通じて、生徒たちを育てていただいているということを実感しております。それと同じことをできないかということも思っております。

そしてもう1つは、発達に障害のある生徒への支援ということについてです。その生徒たちがこれからしっかり社会、高校の次に繋がるような、この資料にもございましたが、社会人として生きていけるようにという部分をどう繋ぐかというのを考えております。先ほどから沢山出てまいりました「切れ目のない支援」についてです。具体的には高校では、中学校からの申し渡し、色々と引継をいたします。ただその中でも高校での生活の様子をみていて、「あれ？」と、ということがあって、実は遡ると中学校でも残念ながら誰も全く気づかずに生活をしていて、小学校まで遡って初めて、実は親御さんも全然気づかなかったということもあります。残念ながら何か問題が起きた時に色々探してみると発達にバランスを欠いたというのがすごく大きな障害になっているということがあります。そこをしっかりと小さい時から知っていて、色々な周りの支援、その子が生活していく上で困らないようにということをも本人も自覚し、家族も地域も、というところでしっかりバトンを渡すということ、関係機関、先ほど委員の方々からも出て来ましたが、教育機関、公的機関、医療機関、色々な機関と支援体制の見える化が大事なのかなというように考えております。以上です。

(村上会長)

はい、ありがとうございます。

それでは、原委員よろしく願いいたします。

(原委員)

はい。仙台市の特別支援教育課の原でございます。

いつも宮城県さんの将来構想に基づいた特別支援教育、力強く進めてこられておりまして、私供も刺激を受けたり勇気を頂いたりしながら、仙台市でも特別支援教育を進めております。本当にありがたいなと思っております。

私からは時間もないので3つだけお話しさせていただきと思っております。これまでも伊藤副会長さん、あるいは佐々木委員、佐藤委員がおっしゃったことと重なるのですけれども、計画の構成の中でやはり実施主体が分かりにくいというところ、これが明確になってない事で具体的な行動につながりにくいのではないかと感じておりました。提案と致しましては、例えば県の教育委員会あるいは県が直接やること、それから市町村教育委員会が主体になってやってもらうように働きかけること、県立学校がやること、市町村立学校がやること、あるいは教育以外の分野がやること、そういったことを、施策の項目があるわけですが、それごとにマークをつけるとかですね、それだけでもあると読みやすくなるし分かりやすくなるかなという気がいたしました。また、仙台市の立場から申し上げますと、色んな各種データが載っており、授業も色々載っているのですけれども、これは、仙台市が対象になっているのか、なっていないのか。データに仙台市が数として入っているのか入っていないのか分からない部分がございます。宮城県民のうち仙台市民が半分ぐらいですので、気にするところかなと思いました。

2つ目はライフステージを通じて切れ目のない支援ということで、これが非常に重要だなと私も思いました。私は、小学校の管理職を仙台市以外のところで経験させていただきましたけれども、その時非常に思いましたのが、市町村レベルにおいて保健福祉との関連、特に職業を挙げれば保健師さんとの繋がりが非常に効果的ですし、重要だと思いました。向こうの立場から見ると学齢期に入った12年間というのは福祉から見るとブラックボックスなんですよということをある町の保健師さんから言われたことがありまして、そこがきちんと繋がって、情報交換をしたり連携できる、顔が繋がってくると、かなり進むのではないかと思いましたのが1つ。もう1つが宮城県さんにおいては、志教育という素晴らしい教育をずっとやってきておりまし

て、ただ残念なことにこの観点で特別支援教育の中に入っていないのではないか、というように思われまして、この志教育を特別支援教育の視点の中にどのようにやっていくのか。具体的には特別支援学校とか特別支援学級とかそういうところの中で、志教育をどう進めていくのか。このこともあると嬉しいと思っておりました。

3つ目、新たな課題と言うか、触れられていない課題で、こういうことがあるといいなと思ったことを6つ程あるのですけれども、時間が無いので項目だけ申し上げます。

1つ目は全国的に課題になっている不登校やいじめ、あるいは学力向上こういった問題と特別支援教育がどういう関連があるのか。そしてそれに対して何ができるのか。

2つ目は障害者の生涯教育という視点。これは文科省も昨年あたりから随分言うようになってきております。これをどう展開するのか。

3つ目はですね、制度的に遠隔教育というのが制度化されまして、これはICTとの関わりもあるのですけれども、特に病気療養中の子供についての遠隔教育の活用。院内学級がない病院に長期入院している子供。あるいは院内学級があるのだけれども高校の子供達は院内学級の対象にならないものですから、これをうまく使うということが特にICTの推進ということでは有効かなと、というようなことが入らないだろうかということ。

4つ目は、今まであまり対象になってなかった、障害と言えるかどうか分からないのですが、精神疾患のある子供。あるいは反応性愛着障害など様々な発達障害と関連してくるような障害に対してどのようにしていくのか。これは学校現場で非常に大きな課題だと思っております。

5つ目は新学習指導要領が実施されるわけですが、これとの関連の中で特別支援教育について、何か新しい観点を入れていなくて良いのだろうかということ。

最後6つ目としましては、これも複数の委員からお話ございましたが、通常の学級の中で障害のない子供たちに障害理解教育をどう進めるか。居住地校交流や共同学習、これはもちろん重要ですが、通常の学級の授業の中で、特別な教科である道徳の中での取扱や、総合的な学習の時間、あるいは特別活動、こういったところで様々な取組が今、学校現場で行われていると思いますけれども、こういったものをより広めてみんながやっていけるようにするというような視点が入ると嬉しいかなと。項目だけですけれども、申し上げて終わりたいと思います。

(村上会長)

はい、ありがとうございます。

それでは、岡委員をお願いします。

(岡委員)

臨床心理士会の岡里美と申します。私は、教育委員会の方のスクールカウンセラーとして小中高のそれぞれの校種の学校のスクールカウンセラーと、石巻市健康推進課で乳幼児健診後のフォローとして発達相談の仕事にかなり長いこと従事しております。

今日は、いくつかのところで重なる意見もあるかと思うのですが、まず早期からの支援についてということを感じていることを申し上げます。ここ数年来、石巻市の方で活動している中で、市教委の就学相談が非常に充実してきたと感じております。私の方は健診後の発達相談ということで、親御さんの気づきの部分から関わっているのですけれども、就学という節目を迎えて、今後どのように子供さんを支援してもらって、学校の中で育てていくかということを考えた時に、発達相談から市教委の就学相談に向けての橋渡しというのが安心して行うことができるようになってきていると感じております。そこではやはり、保健師さんの活躍というのがとても重要で、先ほども保健福祉との連携ということがありましたけれども、やはりそこは教育分野だけでなく、是非とも保健師さんを含めた保健福祉関連の方々と連携ということをこれからも進めていくことが大事ではないかなと思っております。

あと、就学後の支援ですけれども、どういった教育の場、教育の在り方をその子に提供していくかということを考えた時に、やはり小さいお子さんであれば保護者の方の理解・協力というのは欠かせないと思います。そういう意味では、親御さんとの相談の中で、特別支援教育に関わる相談をどれだけしっかりできるか。そのお子さんの発達を踏まえた教育相談というものをしっかりできるということも必要ではないかなと感じております。先程からお子さんへの教育とか支援ということは話題に出ているのですけれども、是非、保護者の方との相談の充実というところも盛り込んでいただければいいなと感じておりました。

あともう1点ですけれども、色々な学校現場で働いて、学校の様子を見せていただいているのですが、切れ目のない教育というところでは資料にもいくつか書かれていたと思うのですが、やはり通級学級が本当に切れ目のない支援になっているかどうかというところで、小学校までは支援を受けていたけれども、中学校に入ると通級がなくなってしまうとか、さらには言えば小学校の中でも学年が上がると、担当の先生が転勤されたり、非常勤で1年限りの先

生がやっているといった学校も結構あるようで、せっかく通級で上手くケアされていたお子さんが、学年が上がるとそのまま放り出されてしまったり、学年度の途中でようやく支援の先生が見つかったのでまた再開しますといったことが結構ありますので、やはり予算の問題も大きいとは思いますが、子供さんにとっては予算でどういう教育が受けられるかということを取り回されてしまうというのは問題だと思いますので、その辺のことは考えていただければなと思っております。以上です。

(村上会長)

はい。ありがとうございます。

それでは鍵野委員よろしくお願いします。

(鍵野委員)

名取支援学校 PTA 会長の鍵野です。よろしくお願いします。うちの娘は重度の肢体不自由と知的障害の重複障害ということで、医療的ケアを受けているお子さんとの関わりが多く、保護者の方にもそういうお話を聞くことが多いので、そちらの点についてお話しさせていただきたいと思います。

名取支援学校の医療的ケアは保護者の方に聞くとだいぶ整っているということで、毎日学校に登校する場合や、日帰りの校外学習では保護者の付き添いは必要ないといった、普通に聞くと、「え、それは普通じゃないの」って思われることかと思うんですけども、他校の方ではケアの必要な子どもが週に 2、3 回、指定の日にはしか登校が出できない、日帰りの校外学習でも保護者の付き添いが必要などと、まだ学校によって医療的ケアに差があるように感じています。その部分を考えると看護師の確保がまだまだ足りていないと思っています。

また、医療的ケアの児童に限らないお話なのですが、支援学校では小中学部に関しては学区外から通えている生徒が高等部からは学区外なので通うことができないという現状があります。普通の高等学校は学区がなくなっているのですが、なぜか支援学校では駄目という決まりがまだ残っておりまして、そうすると今まで小中と支援学校の方に通って、学校との信頼関係も築き、障害を理解していただいているという生徒さん達が、高等部に入ると急に学区外だからうちには来られないですと言われ、全然違う学校に通わなければいけないという生徒さん達も今現在います。それでは切れ目のない支援体制の実現という点では、まだまだ足

りていないのではないかなと思っております。学区の撤廃を検討していただけると助かります。よろしく申し上げます。

(村上会長)

はい、ありがとうございます。

それでは、山川委員よろしく願いいたします。

(山川委員)

はい。私は名取市手をつなぐ育成会の会長の山川でございます。この委員をさせていただいて数年経つのですが、今回お話ししたいのは前回、前々回あたりにもお話しさせていただいたのですけれども、先ほど原委員の方からも出ました、学校教育の現場でもう少し特別支援の関わりのある部署以外の方達に対する啓発に力を入れなくてはいけないのではないかと常々思っております。結局、会議の中身を毎回見ていると、啓発は誰に向けているのか、内輪に向けられているのではないかと感じます。要は、原委員が言ったように、学校教員の現場で道徳の時間、総合的学習とか、そういった時間に、子供達を対象に障害について学ぶとか、または学年であれ学校単位であれ、親御さん達を呼んでそういった講習をすとか。基本的に外に向けて発信していかなければ共生社会という文言を使って物事を進めて行くというのは難しいのではないかと考えています。この共生社会の実現を目指した理解促進という言葉は、障害者の法律にはすべてに出てくる文言です。障害者基本法から総合支援法、先程の差別解消法とか、全ての第一項目にこの言葉が出てくる最重要キーワードになっているくらいですから、ここのところを広げていかなければ本当の意味で障害者教育が伸びていくというところを測れないのではないかなと常に思っております。なかなか私たちの団体でも一生懸命外に向けてと言っても、耳を傾けていただく場所というのを用意することが難しく、学校教育というところで捉えていただけたらもっと広まっていくのではないかなというところがありますので、是非ともそういった取り組みをしていただきたいと思います。

あと、ここでしか聞けないことなのでお聞きしたいのですが、前回の前年度の最終日の審議会の翌日に、県が建てるのではなくて県の有施設を利用して、私立の特別支援学校ができる、そういう構想があるということで河北新報の方に載ったと思います。それはタイミング的に翌日なのに、なぜ前日のこの審議会でそういったことの一言も無かったのだろうと。審議会で語るべきことではないのかと。要は、特別支援学校が増えるということは、まさにここで語るべ

きことの話です。また、その前年度も名取支援学校の分校ができるということも、当然、私は名取市民なので噂では分かっていましたし、できる事実も分かっていたのですけれども、ここではその文言は出なかったにも関わらず、翌日か翌々日かに河北新報に載ったと思います。これどちらにしても、プレスリリースでもしておかない限りそういう情報が新聞社とかそういう所にいく訳はないので、当然教育委員会が把握していることだと思うのですけれども。まさにここで、公開していただかないといけない情報が、どうして後日、そういう形で出てしまうのかなと疑問に思ったので、そこのところはお聞きしたいなと思っておりました。以上です。

(村上会長)

はい。今の点はこの後に答えていただければと思います。

それでは佐藤委員よろしくお願いたします。

(佐藤委員)

初めて参加させていただきます。秋保の女将を代表いたしまして出てまいりました。ホテル佐勘の女将をしております佐藤でございます。

今日の審議会の名簿を拝見いたしまして、特別支援教育に日々力を注いでいらっしゃる皆様方の中で、私は専門性のない委員でございますけれども、そんな中で私の一般人としてのお話をさせていただければ良いのかなと思って今日は出て参りました。よろしくお願い申し上げます。

私がこの審議会に呼ばれましたのは、きっと拓桃園との繋がりがあったからかなと思っております。今から50年以上前ですけれども県が整肢拓桃園という、体に障害を持ったお子さんたちの病院と学校と寮を秋保に建設したいという意向を伺いまして、秋保の地元の有志たちが、土地を寄付し合いまして拓桃園がつくられたという、いきさつを聞いております。拓桃園は移動になりましたけれども、またその跡地に支援の学校ができればきっと有志達の気持ちも生きてくるのではないかなと私共は願っております。拓桃園は、閉館までの何十年間に渡りまして、学校の行事とか例えばクリスマス会のようなものがありますと、地元の住民との触れ合いの場が設けられておりました。私の親も学校の運営委員を何年か勤めておりました。お子さん方のクリスマス会のようなふれあいの場の参加いたしますと、帰宅後こうだったという話をしてくれまして、幼い私の心の中には拓桃園は卒業までの間、親と離れて闘病生活を送る、頑張ってもらっている皆さん、お子さん達の場所であるというそんなイメージがござい

た。ですから私もそこから地域住民との触れ合いを通して学校や子供達のことを理解してもらうことがとても大切だと今でもつくづく思っております。

近年は少し制度の見直しも進みまして、国の広報活動も沢山深まって参りますけれども、まだまだ福祉の先進国に旅行いたしますと、やはりまだまだ意識は低いのだと感じることもございます。地域住民の理解によって子どもたちに温かいまなざしや援助があると思いますので、是非その辺りをよろしくお願ひしたいと思っております。

また、就労のお話でございますけれども、手前どもの話になりますが、私共では今、7人のハンディキャップを背負っている方々に就労してもらっております。お一人お一人ハンディキャップが違いますので、その会社のニーズとスタッフに合った仕事をマッチングさせることが一番大切ではないかと痛感しております。旅館にはたくさんの方がございまして、表に出てお客様と接することだけではございません。お客様をお迎えするに当たりまして裏でできる仕事、例えばお食事を盛り付けましたり、浴衣の帯や半纏を畳んだり、清掃などといった人と関わるのが苦手な方々、黙々と働ける仕事が沢山ございます。昨年、私共で亙理の鳥の海に町から経営の委託を受けまして、新しい宿をスタートさせていただきました。オープンの初年度に岩沼高等学園から1年に2回、今年で2年目になりますが一人の生徒さんにインターンシップとして仕事してもらっております。初めはお客様扱いでございましたスタッフも、2年目に入りましたらもうすっかり頼りにしているようで、共に働くスタッフの理解というのは少し時間をかけなければいけないのだということが今回よくわかった次第でございます。昨今では、私共の業界も他の業界と同様に働き手不足で大変困っております。マッチングを大事にしながらこの就労支援の一助になればと思っております。よろしくどうぞお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

(村上会長)

どうもありがとうございます。

それでは今、様々な意見等、委員から伺ったところですが、そうですね、県の方で補足等、説明等ございましたら、先程の新しい支援学校の件など、もしここで話することができるのであればよろしくお願ひします。

(平塚企画管理班長)

はい、それでは山川委員から先ほどご質問がありました新しい学校の件につきましては、確か1月の下旬の段階においては、あそこは元々、旧総合教育センター跡地ということで教育委員会として跡地をどのように活用すべきかという内容について、検討委員会を設けて、その検討委員会の結果が出たのがそのぐらいの時期だったと思います。検討の段階では特別支援学校に限らず、いじめ不登校の問題であるとか、学び直しの問題であるとか色々とした結果、直近の課題として最も解決すべきである高等学園を設置するのが適当でないかという結論になりまして、報告書をいただいたのが確かそのぐらいの時期だったかと思います。確かに審議会の方へ報告をしなかったという点はありませんので、今後そういう情報がありましたら積極的にご報告申し上げたいと思います。

(村上会長)

はい。それでは、そのようにこれからは進めていただければ委員としてはありがたいなというふうに考えます。

それでは時間も時間ですので次の議事に入りたいと思います。4番の宮城県特別支援教育将来構想実施計画(後期)の構成案について。だいぶ時間が短くなりましたけれども、事務局から説明いただければと思います。よろしくお願いします。

(事務局)

はい。それでは議事の4、宮城県特別支援教育将来構想実施計画(後期)の構成案についてご説明致します。誠に申し訳ありません、時間もありませんので、なるべく簡潔に申し上げます。

冒頭でご説明いたしました本構想につきましては基本的な考えの下、その実現の為に様々な事業取り組んで参りました。各取組の成果と課題を検証し、また各学校の現状と課題これを把握・分析しながら、改善の方向性として切れ目のない支援体制、多様な学びの場、社会との絆という3つの観点を踏まえながら実施計画後期の案を作成し、本審議会で御審議いただきたく考えております。資料にあります図につきましては実施計画後期の3つの目標と関連する事業を分かりやすく表現した図となります。これが冒頭でご説明申し上げたいいわゆるベン図と言われるものです。こういった形で分かりやすく表現をしていきたいと思

ております。次回の審議会におきまして本日委員の皆様からいただきました貴重なご意見を盛り込みながら、実施計画後期の骨子案をお示したいと考えております。説明は以上です。

(村上会長)

はい、ありがとうございます。では、今様々な意見質問等が出ましたので、次回の検討の場ではそれらを踏まえての回答もいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今日予定されていた項目に関しては以上のとおりです。全体をとおして消化不良のところもあるかと思いますが、皆さんから再度ご意見ご質問等あれば伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

それではまとめに入りたいと思います。

前期の計画を振り返り、そしてこれから取り組むべき様々な課題がある中で、個別の教育支援計画あるいは進学就労等、あとは、特別支援教育は特別支援学校等だけではなくて全ての学校等で行われること。これがインクルーシブな社会に、共生社会に繋がるという視点であると思いますが、そういった様々な取組を、沢山の指摘がありましたけれども、他の課とか、室との取組を後期の実施計画の中に入れていただきたいと。そして入れていこうという説明をいただきました。前期の実施計画におけるその他の成果課題についても皆様からご意見等いただいたところです。それらにつきましては、先程申し上げましたけれども、事務局の方で整理をいただいて、次回の審議会で後期の計画の骨子案を示していただければありがたいと考えるところです。このようにまとめてみたいと思いますがよろしいでしょうか。ありがとうございます。

以上で審議の部分、私が担当する部分は終わりたいと思います。御協力ありがとうございました。

(司会)

村上会長、委員の皆様ありがとうございました。

次第の6、その他といたしまして事務局から事務連絡がございます。

(企画管理班佐々木主査)

委員皆様、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。事務局より次回の審議会の開催についてご連絡申し上げます。次回は令和元年の10月30日水曜日の午後1時半から2時間程度の時間で開催させていただきます。場所は本日と同様で、こちら県庁の第一会議室となります。開催の案内につきましては改めてお送りいたしますので、よろしくお願いいたします。事務連絡は以上でございます。

(司会)

それでは長時間のご審議ありがとうございました。以上をもちまして宮城県特別支援教育将来構想審議会を終了させていただきます。委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。